

事業再生・債権管理

Restructuring, Rehabilitation, and Debt management

Newsletter

〈2019年1月号〉

目次

- 1 | 強制執行と破産
～平成30年4月18日最高裁第二小法廷決定～



- 2 | 改正債権法の詐害行為取消権



- 3 | 第三債務者が差押債務者に対する弁済後に差押債権者に対してした更なる弁済は、
差押債務者が破産手続開始の決定を受けた場合、破産法162条1項の規定による否認権行使の対象とならないとされた事例
～平成29年12月19日最高裁第三小法廷判決～



本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

強制執行と破産

～平成30年4月18日最高裁第二小法廷決定～

貸金や売掛金を回収するため、訴訟を提起し判決を得たとしても、債務者が任意に弁済しないときは、判決に基づいて強制執行を行います。債務者の預金や不動産等を差し押さえ、その換価金から配当を受けることになります。

一方で、強制執行を受けた債務者は、預金が差し押さえられて運転資金が引き出せなかったり、期限の利益を喪失し金融機関から一括返済を求められたりして資金繰りに窮することがあり、破産申立てをせざるを得ないことがあります。

強制執行の手続係属中に、債務者に対する破産手続開始決定がなされると、強制執行は失効します（破産法42条2項）。

破産手続開始決定がなされると、破産債権を個別に行使することはできなくなります（破産法100条1項）。財団債権については、破産財団から随時弁済を受けるものと規定されますが（破産法2条7項）、破産財団の不足により破産管財人から按分弁済を受ける可能性がありますので、破産管財人からの弁済を待たずに個別に権利行使することは認められません。破産手続開始決定がなされると、個別の権利行使が許されない破産債権や財団債権に基づく強制執行を続行させることはできませんので、失効させるのです¹。

強制執行が失効すると、破産管財人は、執行機関に対し、強制執行の目的物やその換価金の引渡しを求めることができます²。

執行機関が、執行債務者に対して破産手続開始決定がな

若杉 洋一
Yoichi Wakasugi

PROFILEはこちら ▶

阪口 亮
Ryo Sakaguchi

PROFILEはこちら ▶



されたことを直接知ることはありません。執行債務者に対する破産手続開始決定がなされたことを知らずに執行機関が手続を進行させてしまうこともあります。しかし、破産手続開始決定の時に係属中の強制執行は失効しますので、その後に例えば配当がなされたとしても、後に破産管財人から不当利得として配当金の返還を求められることになります。そのようなことにならないよう、執行債務者は破産管財人に対し強制執行を受けていることを報告し、破産管財人は執行機関に対し破産手続が開始したことを報告するのが実務上の取扱いです。

失効するのは破産手続開始決定時に係属している強制執行であり、破産手続開始決定時に既に終了している強制執行は失効しないと解されています。強制執行は、配当がなされる場合には配当が実施されて終了します。この強制執行の終了と破産手続開始決定との先後により、先行する強制執行が失効するか否かが決まることになります。

この強制執行の終了に関し、最近、最高裁が注目すべき判断を示しました（最高裁平成30年4月18日第二小法廷決定）。

事案は次のとおりです。

①Xは、aに対する貸金債権につき、執行力ある公正証書に基づき、aの所有する株式（株券不発行、振替株式ではない）に対する差押えを申し立て、差押命令を受けました。X以外にも3名の債権者がそれぞれ同じ株式に対して差押えをし

1:破産債権や財団債権に基づく仮差押えや仮処分、破産債権や財団債権を被担保債権とする一般の先取特権及び企業担保権の実行も失効します。これに対し、破産手続において別除権となる担保権の実行は失効しません。別除権は破産手続によらずに権利行使することができるからです（破産法2項9号、65条1項）。また、破産手続開始前からなされている滞納処分も失効しませんが（破産法43条2項）、これは租税債権の自力執行力を尊重する趣旨に基づくものと言われています。

2:破産管財人は強制執行を続行させることもできます。強制執行が換価途中の段階にある場合、そのまま換価を続けた方が有利と判断されることがあるからです。この場合も換価金は執行債権者に配当されるのではなく破産管財人に引き渡されることになります。

した。

②売却命令がなされ、同株式は売却されました。

③売却代金について配当期日が行われ、差押債権者の1名が、X外1名に対する配当実施額全額に対して異議を述べ、配当異議訴訟を提起しました。

④執行裁判所は、異議のある部分、すなわち配当異議訴訟の被告となったX外1名に対する配当額については配当留保供託をし、異議のない部分、すなわちX外1名以外の2名に対する配当を実施しました。

⑤aに対して破産手続開始決定がなされました(配当異議訴訟につき結論はでておらず、供託金を原資とする追加配当も行われていない段階での破産手続開始決定です。)

⑥破産管財人は執行裁判所に対して執行取消の上申書を提出し、執行裁判所は株式差押命令を取り消しました。

⑦Xは、この決定を不服とし抗告しましたが、東京高裁はこれを棄却したため、最高裁に対し許可抗告をしました。

Xは、株式が売却された時点で、その売却代金は差押債権者の一般財産から離脱し、配当異議訴訟により差押債権者間でその帰属が争われているにすぎないから、その後に破産手続が開始したとしても破産債務者の一般財産を構成しない、よって、強制執行手続は終了しており、破産法42条2項本文の適用はないと主張して、最高裁の判断を仰ぎました。

しかし最高裁は許可抗告を退けました。以下、少し長くなりますが、決定のうち該当する部分を引用します。

「株券が発行されていない株式に対する強制執行の手続において、当該株式につき売却命令による売却がされた後、配当表記載の債権者の配当額について配当異議の訴えが提起されたために上記配当額に相当する金銭の供託がされた場合において、その供託の事由が消滅して供託金の支払委託がされるまでに債務者が破産手続開始の決定を受けたときは、当該強制執行の手続につき、破産法42条2項本文の

適用があるものと解するのが相当である。その理由は、以下のとおりである。

破産法42条2項本文は、破産手続開始の決定があった場合には、破産債権に基づき破産財団に属する財産に対して既にされている強制執行の手続は、破産財団に対してはその効力を失う旨を規定するところ、上記決定当時、既に強制執行が終了しているときは、同項本文の適用はない。

株券が発行されていない株式に対する強制執行の手続においては、執行裁判所は、当該株式につき売却命令による売却がされた場合、配当等を実施しなければならないとされている(民事執行法167条1項、166条1項2号)。そして、配当表記載の債権者の配当額について配当異議の訴えが提起されたために上記配当額に相当する金銭の供託がされた場合において、その供託の事由が消滅したときは、裁判所書記官が供託金について配当等の実施としての支払委託を行うことが予定されているのであって(民事執行法167条1項、166条2項、91条1項7号、92条1項、民事執行規則145条、61条、供託規則30条1項)、上記供託金は、上記支払委託がされるまでは、配当等を受けるべき債権者に帰属していないといえることができる。そうすると、この場合における上記強制執行の手続は、売却命令により執行官が売得金の交付を受けた時にはもとより、その後も上記支払委託がされるまでは終了しておらず、それまでの間に債務者が破産手続開始の決定を受けたときは、破産法42条2項本文の適用があるものと解することができる。」

株券が発行されていない株式(振替株式を除く)に対する強制執行の手続は、差押え、差押えにかかる株式の換価(売却命令の場合は執行官による売却)、売却代金の配当と進めます。配当期日において、配当異議の申出があった場合は、申出の無い部分はその限度で配当を実施し、配当異議の申出にかかる部分は配当異議の訴えの提起を条件に、その配当額に相当する金銭を供託させます(配当留保供託)。配当異議訴訟の結論が出て、供託事由が消滅した後、

当該金銭(供託金)の追加配当が実施されます。最高裁は、こうした供託金による追加配当がなされていない本件では、強制執行の手続が終了したとは言えないと判断しました。配当留保された金員は、供託されているものの執行機関の管理下にあり、差押債権者の管理下にあるとはいえません。債権者に対する公平な配当を確保するという破産法42条2項の趣旨に照らして、未だ差押債権者の管理下にない財産は破産財団に属するものと考えるのが相当です³。最高裁の上記判断に賛成したいと思います⁴。

我々が、債務者からご相談を受けるときは、いずれ破産等の申立てをしないとイケない状況にあるのであれば、全ての債権者に対する公平な配当が実現されるべく、できるだけ早く破産等の申立てを行います。事情によっては直ちに申立てができないこともあります。特に強制執行を受けた場合には、全債権者に対する公平な配当を志向して早急に破産等を申し立てるのが債務者側のマインドです。これに対し、債権者からご相談を受けるときは、債務者の状況はわかりませんし、直ちに破産等の申立てをするとは限らないので、できるだけ早く強制執行を行い、他の債権者に先立って債権回収を図りたいと考えます。しかし上述のとおり強制執行が債務者の破産等申立てを誘引することがあります。債権者からすると、強制執行の初期の段階で破産手続が開始したときはまだあきらめがつくのですが、強制執行が終盤にかかり配当が近づいてきたようなところに破産手続が開始するとひどく落胆します。

特に本件では、配当異議訴訟を提起した者を含む差押債権者2名に対して既になされた配当の効力は、破産手続が開

始しても失われませんので、自分達だけが配当を受けられなかったXらの悔しさはいかばかりかと思います。

強制執行における配当では、配当表に記載された各債権者の債権額や配当額に不服がある債権者や債務者は、配当期日に配当異議の申出をすることができます⁵(民事執行法89条1項)。異議の理由に特に制限はなく、請求権の存在に関するものでも構いません。本件の配当異議訴訟ではXらの請求権の存在が争われたようです。請求権の存在に問題ある場合、通常は、債務者から請求異議訴訟が提起されるのではないかと考えられますが、本件では請求異議訴訟は提起されていないようです。配当異議訴訟は途中で終了していますので、配当異議に理由があるかどうかは不明です。このような経緯に照らすと、本件における配当異議がどうであったかは別として、Xが原審において、本件で破産法42条2項の適用を認めると、債権者が債務者と通じて、特定の債権者を害する目的で、配当異議を申し出た上で、債務者が自己破産を申し立てる可能性があることを主張したことも理解できます。この点に関し、東京高裁は、そのような事態は破産法上の否認や不法行為責任の追及により解決すべき問題であると判断しています。この東京高裁の判断自体に異存はないのですが、否認や不法行為の主張を維持するのは現実には容易ではないとも思います。

詳細な事情は分かりませんが想像の域を出ませんが、破産申立てがもう少し早くなされていたら、または、破産準備をしている差押債務者から、(異議理由あることを前提に)全ての差押債権者に対する配当異議の申出がなされていたら、Xらだけが配当を受けられないという事態は避けられたはずで

3: 金融・商事判例1550号59頁

4: 民事再生の事案ですが、差押債権者が取立訴訟において第三債務者と和解し解決金の支払いを待っているときに再生手続が開始した場合、差押債権者は解決金を受領する権限を失う(大阪地裁平成17年11月29日判決判タ1203号291頁)とか、差押債権者が、取立権に基づき第三債務者から約束手形を振り出させて満期を待っているときに再生手続が開始した場合、手続開始後に受領した手形金は不当利得となる(大阪高裁平成22年4月23日判決判例時報2180号54頁)という裁判例がありますので、参考してください。

5: 異議の申出をしたら配当異議訴訟を提起する必要があります(民事執行法90条1項)。異議の申出から1週間以内に訴状受理証明書を執行裁判所に提出しなければなりません。

改正債権法の詐害行為取消権

近藤直生
Naoki Kondo

PROFILEはこちら



2020年4月から施行される改正債権法は、詐害行為取消権について詳細な規定を設けた。実務的に重要な偏頗行為に対する詐害行為取消を中心に、概要を説明する(引用条文は別途明記しない限り改正民法である)。

1 改正に至る経緯

現行民法424条1項は、「債権者は、債務者が債権者を害することを知ってした法律行為の取消しを裁判所に請求することができる。」と規定する。そこで詐害行為取消は「債務者が債権者を害することを知ってした法律行為」が要件となり、具体的には、①「債務者が債権者を害する行為をした」という客観的要件と、②「債務者が債権者を害することを『知って』した」という主観的要件が問題となる。

「債権者を害する」とは、債務者の行為により債務者の財産が減少して債権者が債権全額の弁済を得られなくなることをいい、債務者の「無資力」が必要とされる。「無資力」がどのような状態を指すかに定説はないようであるが、単に計数上債務超過かどうかというだけでなく、債務者の信用(例えば将来の借入の可能性)も含めて判断すべきとの考え方が有力である¹。「知って」については、単に認識で足りるとする説と、積極的な害意まで必要とする説があり、判例も分かれている。

以上のような議論を統合して、現在は、主観的要件と客観的要件を総合的に考慮して詐害行為取消の可否を判断すべきという考え方が一般的である。贈与や財産の廉価売却など、債務者の財産を一方的に減少させる場合は、行為自体の詐害性が強いので主観的要件は債務者の単なる認識で足りるが、相当対価での資産処分のように、計算上は債務者の財産にプラスの側面もあり行為の詐害性が低い場合は、債務者の害意など強い詐害意思を必要とするものである。この

考え方では、詐害行為を行為態様ごとに類型化して、各行為類型について詐害行為取消の要件を検討することになる。裁判例もこのようなアプローチを採用していると理解されている。

もっとも、「債権者を害する」や「知って」は、要件として抽象的であり、判断基準として明確性を欠くことは否めない。詐害行為取消は、債務者が行った行為の効力を後から覆滅させる制度であり、取引社会に与える影響も大きいので、適用範囲が明確にされるべき要請は強い。

さらに、平成16年の破産法改正により、詐害行為取消と類似の制度である否認権について、行為類型ごとに要件が定められた。否認権は、集団的債務処理を目的とする法的倒産手続で、裁判所から選任された管財人や監督委員により行使されるが、詐害行為取消は、そのような段階に至る前に、債権者により行使される。倒産手続は債権者間の平等が強く要請される場面であり、詐害行為取消の範囲が否認権より広いのは問題と指摘されていた。

このような状況を受け、改正債権法では、現行民法と同様の一般的規定を置いた上で、①相当対価を得てした財産の処分行為、②特定の債権者に対する担保供与行為及び債務消滅行為について、それぞれ行為類型による特則を設けて、詐害行為取消の要件を明確化し否認権との整合性も図った。

2 偏頗行為に対する詐害行為取消の要件・行使方法

改正民法は、既存債務についての担保供与または債務消滅行為については、次のいずれにも該当する場合に限って詐害行為取消ができるとする(424条の3)。

1: 中田裕康『債権総論第三版』247頁(岩波書店・2013年)

①債務者が支払不能の時に行われたこと、または、債務者の義務に属さない行為で支払不能になる前30日以内に行われたこと

②債務者と債権者が通謀して他の債権者を害する意図をもって行われたこと

行為の時期(上記①)は、否認権の要件と同じである。通謀要件(上記②)は否認権にはないが、判例は、弁済の詐害行為取消について、債務者が特定の債権者と通謀して他の債権者を害する意図を必要としていた。

改正民法が、行為の時期について、破産法と同じく「支払不能」の概念を採用したことは注目される。現行民法の「無資力」要件は必ずしも支払不能を必要としないため²、債務者が支払不能となる前でも詐害行為取消がなされる余地があった。改正民法は取引の安全を重視して詐害行為取消の範囲を狭めたものである。

「支払不能」について、改正民法は破産法と同じ定義規定を設け(破産法2条11項)、「債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態」とする(424条の3第1項第1号)。破産法において、「支払不能」は、弁済期の到来した債務の支払可能性を問題とする概念であり、弁済期未到来の債務を将来弁済できないことが確実に予想されても、弁済期の到来した債務を現在支払っている限り支払不能ではないと解されている³。改正民法でも基本的に同様の解釈が採用されると予想されるが、今後改正民法に関する裁判例が破産法の運用に影響する可能性がある。

というのは、弁済期到来債務を支払っている限り支払不能ではないという基準は明快ではあるが、実務上は、支払不能にあたるかどうか微妙な判断を要する場合は多いからである。現に、債務者が弁済期の到来した債務を支払っている場

合に支払不能を認めた裁判例もある⁴。取消債権者の立場からすると、法的倒産手続が開始されていない時点で支払不能を立証することが容易でない場合もあると考えられる⁵。

詐害行為取消は、債務者の立場からは、否認権の使えない私的整理の場面において、否認権と類似の機能を営む法的措置を提供することにより、偏頗的行為に対して一定の牽制効果をもつものと認識されていたと思われる⁶。私的整理では、金融機関から期限の猶予を得て再建計画成立を目指す事案も多いと思われるが、債権者の立場からは、改正民法で支払不能が要件に含まれるため、そのようなケースで、再建計画交渉中に行われた行為について、事後的に詐害行為取消がなされるリスクは少なくなると思われる。

3 詐害行為取消権の行使方法

改正民法は、債権者は、受益者に対する詐害行為取消請求において、債務者の行為の取消しとともに、その行為によって受益者に移転した財産を、債務者に返還するよう請求できるとする(424条の6)。詐害行為取消により金銭の支払いまたは動産の引渡しを求める場合、債権者は、債務者ではなく、自己に対してその支払いまたは引渡しを求めることができる(424条の9)。

従前の判例法理を条文化して、詐害行為取消を行った債権者が、他の債権者に先立って、事実上優先弁済を受けられる機能を認めたものである。自ら金銭の支払いを受けた場合に、当該金銭の返還債務と自己の債権を相殺することも禁止されていない(債務者が破産した場合は、破産法等による相殺禁止に該当しないかは検討が必要である)。

なお、詐害行為取消の範囲は、債務者がした行為の目的が可分であるときは、自己の債権の額の限度に限られる(424条の8)。

2: 中田裕康「詐害行為取消権と否認権の関係」『新破産法の理論と実務』302頁(判例タイムズ社・2008年)

3: 小川秀樹編『一問一答新しい破産法』31頁(商事法務・2004年)

4: 高松高判平成26年5月23日金法2027号52頁参照

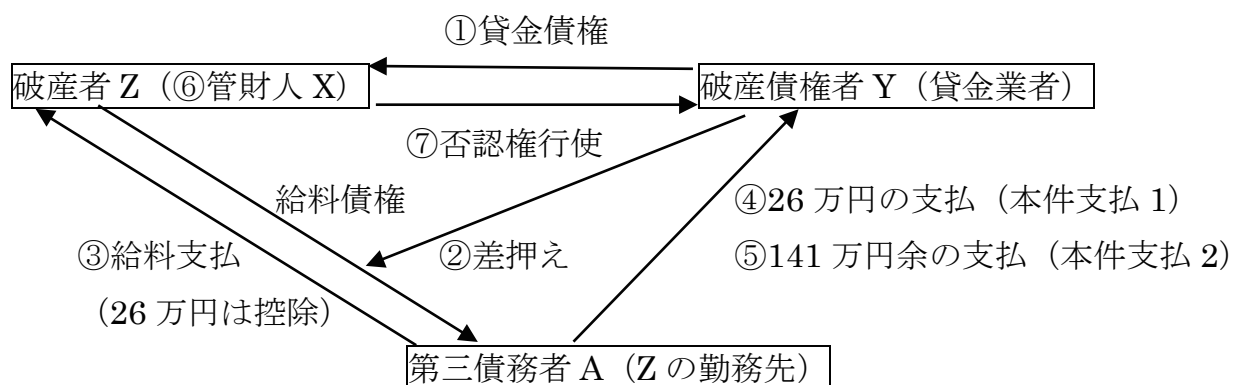
5: 中田・前掲注2)303頁

6: 杉山悦子「詐害行為取消権と否認権—研究者の観点から」『債権法改正と事業再生』231頁(商事法務・2011年)

第三債務者が差押債務者に対する弁済後に差押債権者に対してした更なる弁済は、差押債務者が破産手続開始の決定を受けた場合、破産法162条1項の規定による否認権行使の対象とならないとされた事例

～平成29年12月19日最高裁第三小法廷判決～

丸山 貴之
Takayuki Maruyama
PROFILEはこちら



【事案の概要】

①Yは貸金業者であり、平成17年10月14日以降、Zとの間で継続的に貸付けと弁済を繰り返す取引を行ってきた。

②Yは、Zに対する貸金請求訴訟において、元金及び損害金の支払を命ずる判決の言渡しを受けたうえで、平成22年4月27日付けで、Zがその勤務先Aに対し有する給料債権につき差押命令(本件差押命令)を得た。同命令は、同月28日、Aに送達された。

③Aは、本件差押命令の送達後にYから差押額や振込先等の通知がなかったことから、平成22年5月以降もZに対し本件差押命令に係る部分を含む給料全額を支払っていた。

④Aは、平成25年10月頃、Yから本件差押命令に係る部分の支払を求める支払督促の申立てを受け、同月から平成26年1月までZに対する毎月の給料額から合計26万円を差し引いてYに支払った(本件支払1)。

⑤上記支払督促は訴訟に移行したが、同訴訟において、平成26年2月21日にAがYに対し、本件差押命令に基づく債務として141万8905円を支払う旨を骨子とする和解が成立し、Aは同年3月10日、Yに対して同額の支払をした(本件支払2)。

⑥Zについて、平成26年12月10日に破産手続開始決定がなされ、Xが破産管財人に選任された。

⑦Xは、本件支払1及び本件支払2につき、支払不能後に既存の債務についてされた債務の消滅に関する行為であるとして、破産法162条1項1号イに基づき否認権を行使し、167万円余の支払を求める訴訟を提起した。

⑧原審は、本件支払1及び本件支払2についてXの否認権行使を認め請求を認容した。

【本判決】

本件支払1については、Yの上告受理申立の理由から排除し、原判決が確定。

本件支払2については、以下のとおり判断。

「破産法162条1項の『債務の消滅に関する行為』とは、破産者の意思に基づく行為のみならず、執行力のある債務名義に基づいてされた行為であっても、破産者の財産をもって債務を消滅させる効果を生ぜしめるものであれば、これに含まれると解すべきである(最高裁昭和38年(オ)第916号同39年7月29日第二小法廷判決・裁判集民事74号797頁参照)。しかるに、債権差押命令の送達を受けた第三債務者が、差押債権につき差押債務者に対して弁済をし、これを差押債権者に対して対抗することができないため(民法481条1項参照)に差押債権者に対して更に弁済をした後、差押債務者が破産手続開始の決定を受けた場合、前者の弁済により差押債権は既に消滅しているから、後者の弁済は、差押債務者の財産をもって債務を消滅させる効果を生ぜしめるものとはいえず、破産法162条1項の『債務の消滅に関する行為』に当たらない。したがって、上記の場合、第三債務者が差押債権者に対してした弁済は、破産法162条1項の規定による否認権行使の対象とならないと解するのが相当である。」「これを本件についてみると、Aは、本件差押命令の送達を受けた後も、Zに対し、その給料債権のうち本件支払1に係る部分を除いた全額の弁済をし、これによりZの給料債権が消滅した後、更に差押債権者であるYに対して本件支払2をしたものであるから、本件支払2は、破産法162条1項の規定による否認権行使の対象とならないというべきである。」

【検討】

本件は、第三債務者が差押債務者に対する弁済後に差押債権者に対してした更なる弁済(本件支払2)が、差押債務者

につき破産手続開始決定があった場合に、破産法162条1項の規定による否認権行使の対象となるかについて、最高裁が判断した事例です。

1 第三債務者による差押債権者に対する弁済が否認対象行為に該当するか

本件支払2は、破産者Zではなく第三債務者Aにより行われたものであることから、本件支払2が否認の対象行為となるかを検討する前提として、否認対象行為は破産者によりなされたことが必要かが問題となります。

この点、破産法162条1項1号は、否認対象行為につき「破産者が支払不能になった後又は破産手続開始の申立てがあった後にした行為」と規定しており、条文上は破産者の行為を必要とするようにも読めます。もっとも、本判決では、過去の判例¹⁾の立場を踏襲し、「破産法162条1項の『債務の消滅に関する行為』とは、破産者の意思に基づく行為のみならず、執行力のある債務名義に基づいてされた行為であっても、破産者の財産をもって債務を消滅させる効果を生ぜしめるものであれば、これに含まれる」と判示し、執行力のある債務名義に基づいてされた行為でも、破産者の財産をもって債務を消滅させる効果を生ぜしめるものについては、破産者自身の行為がなくとも否認対象行為となり得るものとしています。

2 第三者債務者による弁済が偏頗行為たる「債務の消滅に関する行為」(162条1項柱書)に該当するか

上記1のとおり、否認対象行為は必ずしも破産者の行為である必要はないため、本件支払1及び2は否認対象行為となり得ることになります。もっとも、本件では、本件支払1と本件支払2の否認の可否に関し結論を異にし、本件支払1につい

1: 最二判昭和39年7月29日・裁判集民74号797頁は、「破産法第72条第2号の債務の消滅に関する行為とは、破産者の意思にもとづく行為のみに限らず、債権者が強制執行としてした行為であって破産者の財産をもって債務を消滅させる効果を生ぜしめる場合をも含むと解すべきである」と判示しています。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

ては、Yの上告受理申立の理由から排除し、否認権行使を認める原判決が確定しているのに対し、本件支払2については、否認権の行使を否定しています。かかる結論の相違は、破産者の財産をもって債務を消滅させる効果が生じているか否かによります。

本件支払1については、第三債務者Aは26万円分の給料を破産者Zに対して支払わず、これをZの給料から控除して差押債権者Yに対し支払っています（上記事案の概要④参照）。このAのYに対する本件支払1により、ZのAに対する26万円分の給料債権が消滅し、YはZに対する貸金債権の満足を得ています。このように、本件支払1は、破産者の財産をもって債務を消滅させる効果を生じさせているため、本件支払1の否認が認められています。

他方、本件支払2については、第三債務者Aが差押債権者Yに対しこれを行っても、本件支払2に相当する給料が破産者Zに対して支払済みで（上記事案の概要③参照）、Zの給料債権はすでに消滅しているため、本件支払2がなされることによってZの給料債権が消滅することにはならず、Zの財産をもってZのYに対する債務を消滅させる効果が生じるものではありません。ここで、Zの給料債権がAのZに対する弁済により消滅済みとなっているかを判断するにあたっては、給料債権の差押命令の送達を受けているにもかかわらず第三債務者Aが差押債務者Zに対して行った給料全額の支払が有効なものとして扱われるかが問題となります。この点、Aは、差押債権者Yとの関係では、Zに対して給料を支払っても差押債権が弁済により消滅したと主張することができず、Yに対し差押債権についての弁済をしなければなりません、Zとの関係においては、AのZに対する弁済は有効と解されており（民法481条1項。相対的無効説）、AのZに対する給料の支払によりZの給料債権（差押債権）は既に消滅していることになりま

す。よって、第三債務者Aの差押債権者Yに対して行われた本件支払2は、破産者Zの財産をもって債務を消滅させる効果を生ぜしめるとはいえないもの（第三債務者Aの差押債務者Zに対する給料の支払により消滅済み）として、否認権の行使が否定されています。

3 実務への影響

債権回収の場面において、債権者が債務名義を取得し債務者の第三債務者に対する債権を差し押さえ、第三債務者から弁済を受けるというのは、一般的によく利用される方法です。本判例の考え方によれば、第三債務者が債権差押命令の送達を受けたにもかかわらず差押債務者（破産者）に対し差押債権の弁済をし、さらに差押債権者にも弁済した場合には、否認権行使が認められないのに対し、第三債務者が差押債務者（破産者）に対する弁済を停止し、その分を差押債権者に弁済した場合には、否認権行使の対象となり得るということになります。

第三債務者は、債権差押命令の送達を受ければ、これを無視して差押債務者に弁済を行うのではなく、二重払いの負担を回避するために、（差押禁止部分を除いて）差押債務者に対する弁済を停止するというのが通常の対応と思われます。この場合、差押債権者は、後に差押債務者が破産に至らない可能性もあること、破産になったとしても管財人が常に否認権を行使するとは限らないことからすると、否認のリスクを過大におそれて第三債務者からの債権回収を控える必要はありませんが、後に差押債務者が破産すると、第三債務者からの弁済は、破産者の財産をもって債務を消滅させるものとして破産管財人から否認されることもあり得るので、注意が必要です。